

(未定稿につき引用不可、ご参考用)

報告成果と課題 第55回慶應EU研究会第 部EU法セミナー

20111217

「EU会社法の将来 ~法技術としての「会社の変更」~上田廣美(亜細亜大学法学部教授)

報告成果と課題 第55回慶應EU研究会第 部EU法セミナー 2011年12月17日

「EU会社法の将来 法技術としての「会社の変更」

The Future of European Company Law: “Conversion” a legal technique

上田廣美(亜細亜大学法学部教授)

本研究報告の目的

2011年4月5日欧州委員会に答申された「EU会社法の将来に関する有識者グループ報告書(Report on the Refection Group on the Future of European Company Law)」*をてがかりに、会社法分野におけるEU法の現状と将来を俯瞰し、とりわけEU機能条約第49条および第54条の規定する「開業の自由」にまつわる部分(同報告書第2章Cross-border Mobility)に着目し、EU判例(C-411/03 Sevic, C-210/06 Cartesio)において顕れた会社の定款上の本店(registered office)の移動を可能とする法技術「会社の変更」につき、EU指令による立法化を視野にいれて研究する。

* 欧州委員会関連サイト

http://ec.europa.eu/internal_market/company/modern/index_en.htm

本研究報告の成果

報告内容については、レジюмеを参照のこと。開業の自由による会社法人の移動、定款上の本店に移動に伴う法人格の維持に関する法技術として、EU判例に顕れたのが「会社の変更」による準拠法の変更である。準拠法につき本拠地法主義を採用する加盟国では、二重のLaw shoppingが生じることが予想され、これにより、国内会社法の改正すなわち近代化が促進され、そうした文脈でEU指令が待望されているとも考えられる。また、実務家の参加者から「実務上は「会社の変更」による技術は画期的な魅力をもつものではなく、従来型の「合併」の駆使や、解散・清算による法人格の重複や空白は、企業者にとって致命的な口スとはなりえない」という有用な指摘があった。

本研究報告の課題

今後の課題は、まず、設立準拠法主義を採用するイギリスをはじめとする一部の加盟国が、「会社の変更」が法技術として評価し、それを明文化したEU指令(第14指令)の立法化にどれほどの期待を寄せているかを検証することである。次の作業としては、「模範ヨーロッパ会社法」では、定款上の本店がどのような文脈であつかわれているかを確認することである。最後には、州法と連邦法で会社法が併存するカナダ法での定款上の本店の州際移動の技術を比較法的に検討することである。この3つの作業を終えた時点で、論文形式にとりまとめて2012年春に公表する予定である。

以上